

## 地方自治体による総合特区の評価について

## 1 総合特別区域の名称

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

## 2 総合特区計画の概要

別紙のとおり

## 3 総合特区計画の指定時期及び認定時期

平成23年12月22日指定

平成24年2月28日認定（平成25年3月29日最終変更）

## 4 財政・税制・金融支援の活用実績

金融支援（利子補給金）：1件

小国地域生活交通事業（過疎地有償運送）で、NPO法人MTNサポートがマイクロバスを購入する際に、総合特区支援利子補給金制度を活用することによって事業者の金利負担が軽減され、事業が円滑に実施された。

## 5 規制緩和を活用した事業の実績

地域活性化戦略事業：生活交通事業（道路運送法）

総合特区内において、過疎地有償運送を行うNPO法人が、レンタカー事業開業当初から他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスの有償貸渡しを行うことが可能になった。

## 6 地域独自の取組の状況

市では、NPO法人が行う生活交通サービスに対して財政支援（地域生活交通補助金）することにより、生活交通を維持することができた。また、NPO法人等に対して、地域づくり等の専門家を招いた連続講座・研修会の開催や先進地視察なども実施しており、地域の多様な活動を支援することでコミュニティ機能の維持等に寄与し、中山間地域の生活交通の維持に貢献した。

## 7 目標に向けた取組の進捗に関する評価【平成24年度】

評価指標（1）：住民基本台帳人口 [達成度 98%]

数値目標（1）：33,513人 実績値：32,977人  
6,064人 実績値：6,022人 ※小国地域のみ

評価指標（2）：市政への満足度（バス・電車など公共交通機関）

「満足である」又は「どちらかといえば満足」 [達成度 93%]

数値目標（2）：29.0% 実績値：27.0% ※小国地域のみ

評価指標（3）：民間路線バスが運行していない集落のうち、NPO法人が行う生活交通事

業により運行サービスが受けられる市民の割合 [達成度 100%]

数値目標（3）：97.6% 実績値：97.5% ※小国地域のみ

<数値目標が100%でない理由>

上谷内新田集落は、民間路線バスが集落内を直接運行していないが、  
近隣の新町集落を民間路線バスが運行しているため、数値目標の対象から除外したため。

## 8 総合評価

総合特区支援利子補給金制度を活用し、小国地域ではNPO法人による生活交通事業が開始された。山古志地域・太田地区及び川口地域でも、来年度以降の事業開始に向けて住民が主体となった運営の準備を進めており、全体として計画どおりに進捗している。

今後は、更なる収益性の向上を図るため、規制の特例措置の実現を図るとともに、事業者と地域住民との協働推進やバスの利活用促進に向けて次年度以降も総合特区を継続し、取組を推進する。

# 持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区 (新潟県長岡市)

【区域】 長岡市の区域のうち、山古志地域、小国地域、栃尾地域及び川口地域並びに太田地区

【目標】 誰もが安心して暮らし続けられる地域

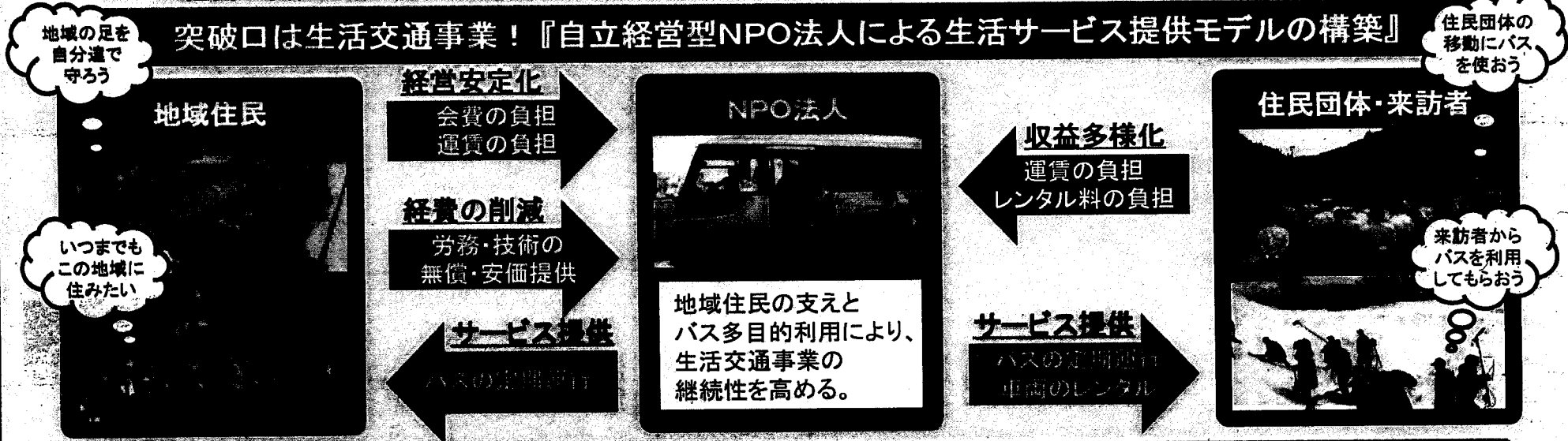
過疎高齢化が進行する中山間地域。水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の伝承等の多面的・公益的機能の維持を図るとともに、何よりも暮らし続けたいという住民の想いに応えなければならない。

【背景】 新潟県中越地震を契機とした地域社会の変化  
復興過程で地域の将来に対する住民意識が高まり  
地域づくりを目指す住民とNPOの活動が活発化

【課題】 生活サービスの継続性の確保  
行政や企業に代わる新たな主体によって  
継続的にサービスを提供する仕組みが必要

【解決策】 相互扶助の精神による住民参画を基盤とし、既存の概念にとらわれずに限られた経営資源の多目的利用を進め、経営の安定化、経費の削減及び収益の多様化を図り、生活サービスの継続性を確保する。

突破口は生活交通事業！『自立経営型NPO法人による生活サービス提供モデルの構築』



成功体験はNPO法人の求心力を高め、地域社会を支える大きな原動力となる！

さらに、買物・見守り・除雪等の暮らしを支えるサービスの提供や収益の多様化のための旅行業等を行うことにより、生活サービスの充実と継続性の確保を図り、「誰もが安心して暮らし続けられる地域」の実現を目指す。

総合特区計画の認定

原則として、最初の認定から  
1年を経過した時点の  
年度末までに実施  
(以降、毎年実施)

総合特区の評価  
(個々の総合特区に関する評価)

- ・指定地方公共団体及び事業実施主体が自ら行うことが原則
- ・指定地方公共団体が評価結果を評価書として取りまとめることを基本
- ・評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う

規制の特例措置等の評価

- ・評価書等を踏まえ、当該規制の特例措置等の所管省庁が行うことを基本
- ・複数の省庁にまたがる規制の特例措置等の評価については、内閣府が関係府省と協力して実施

国と地方の協議会による審議

総合特区評価・調査検討会(有識者により構成)において調査・検討

総合特区推進WGへの報告